

令和6年度新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関“施設”整備事業）について

【補助対象等】

○病室の感染対策に係る整備

医療機関	補助対象経費	補助基準額	補助率
病床確保を内容とする協定締結医療機関（主に病院）	新興感染症発生・まん延時において、新興感染症の患者を受け入れるための個室の整備（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。）等に要する工事費又は工事請負費	1室当たり 14,546,000円	2/3

○病棟等の感染対策に係る整備

医療機関	補助対象経費	補助基準額	補助率
病床確保を内容とする協定締結医療機関（主に病院）	新興感染症発生・まん延時において多床室を個室化するための可動式パーティションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費	対象面積1㎡当たり 239,300円	10/10

○個人防護具保管施設の整備

医療機関	補助対象経費	補助基準額	補助率
病床確保、発熱外来又は自宅療養者等への医療の提供を内容とする協定締結医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）	個人防護具保管庫の設置、個人防護具保管スペース確保のための建物改修等に要する工事費又は工事請負費	対象面積1㎡当たり 239,300円	10/10

※ 病床確保、発熱外来又は自宅療養者等への医療の提供を内容とする協定に加え、協定において個人防護具の備蓄を定めていることが前提となります。

【留意事項】

- ・補助金額の内示後に着手（工事に係る契約等）し、令和7年3月31日まで（令和6年度中）に整備を終える施設が対象となります。（内示は令和6年6月以降を予定しています。）
- ・補助対象となる施設整備は、締結する医療措置協定による病床確保、発熱外来又は自宅療養等への医療の提供に必要な施設整備に限ります。
- ・国及び県の予算には限りがあるため、事業計画書をご提出いただいても、不採択となる場合や減額採択となる場合があります。
- ・「施設」の整備事業であるため、対象経費は建物整備の工事に要する費用となります。たとえば、病棟等の感染対策に係る整備において、単に可動式のパーティションを購入して設置したり、個人防護具保管施設の整備において、キャビネットやロッカー等を購入して設置したりするのみで、建物の工事を伴わない場合は補助対象となりません。個人防護具保管施設の整備における物置については、土地に固定させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。

令和6年度新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関“設備”整備事業）について

【補助対象等】

○簡易陰圧装置

医療機関	補助対象経費	補助基準額	補助率
病床確保を内容とする協定締結医療機関 (主に病院)	簡易陰圧装置の購入費	1床当たり 4,320,000円	10/10

○PCR検査装置

医療機関	補助対象経費	補助基準額	補助率
病床確保又は発熱外来を内容とする協定締結医療機関（病院、診療所）	PCR検査装置の購入費	1台当たり 9,350,000円	10/10

※ PCR検査装置（リアルタイムPCR法、RT-PCR法）が対象となり、LAMP法、NEAR法等の等温核酸増幅装置は対象外です。

○簡易ベッド

医療機関	補助対象経費	補助基準額	補助率
病床確保又は発熱外来を内容とする協定締結医療機関（病院、診療所）	簡易ベッドの購入費	1台当たり 51,400円	10/10

○HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）

医療機関	補助対象経費	補助基準額	補助率
発熱外来を内容とする協定締結医療機関 (病院、診療所)	HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）の購入費	1施設当たり 905,000円	10/10

※ 陰圧ブース等を設けて設備設置室内を陰圧化するための用途に限り、補助対象となります。

【留意事項】

- ・補助金額の内示後に着手（契約・購入等）し、令和7年3月31日まで（令和6年度中）に整備を終える設備が対象となります。（内示は令和6年6月以降を予定しています。）
- ・補助対象となる設備整備は、締結する医療措置協定による病床確保又は発熱外来に必要な設備整備に限ります。
- ・新規購入及び増設の場合に限り、老朽等による既存設備の更新は補助対象外となります。
- ・国及び県の予算には限りがあるため、事業計画書をご提出いただいても、不採択となる場合や減額採択となる場合があります。